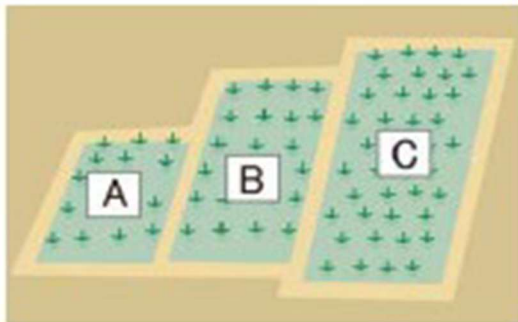


ハード事業における定額助成単価の引上げの対象となる 「集約化」の定義

事業後において、同一の担い手の経営等農用地であって、1 ha 以上のまとまりを有する状態を「集約化」という。

この場合において、以下のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

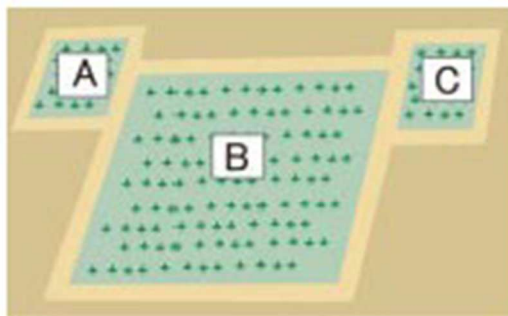
- (1) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (5) 2つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの



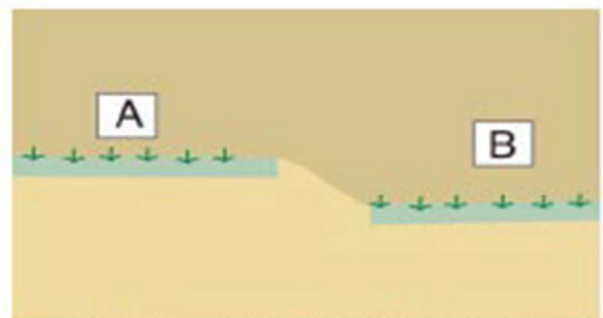
2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの



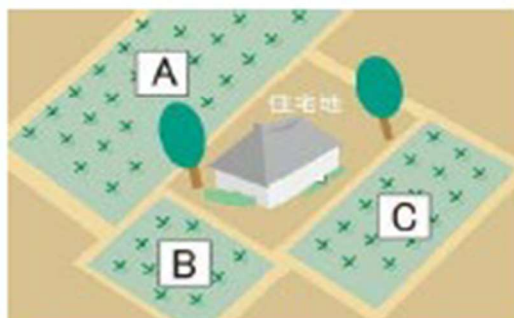
2筆以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの



2筆以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のないもの



段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの



2筆以上の農用地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの